

子育て短期支援事業

目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所

母子家庭以外の利用者也利用可能

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所

母子家庭以外の利用者也利用可能

ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行したが、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施する。

また、平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」において、ファミリー・サポート・センター事業は、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられる予定である。

○相互援助活動の例

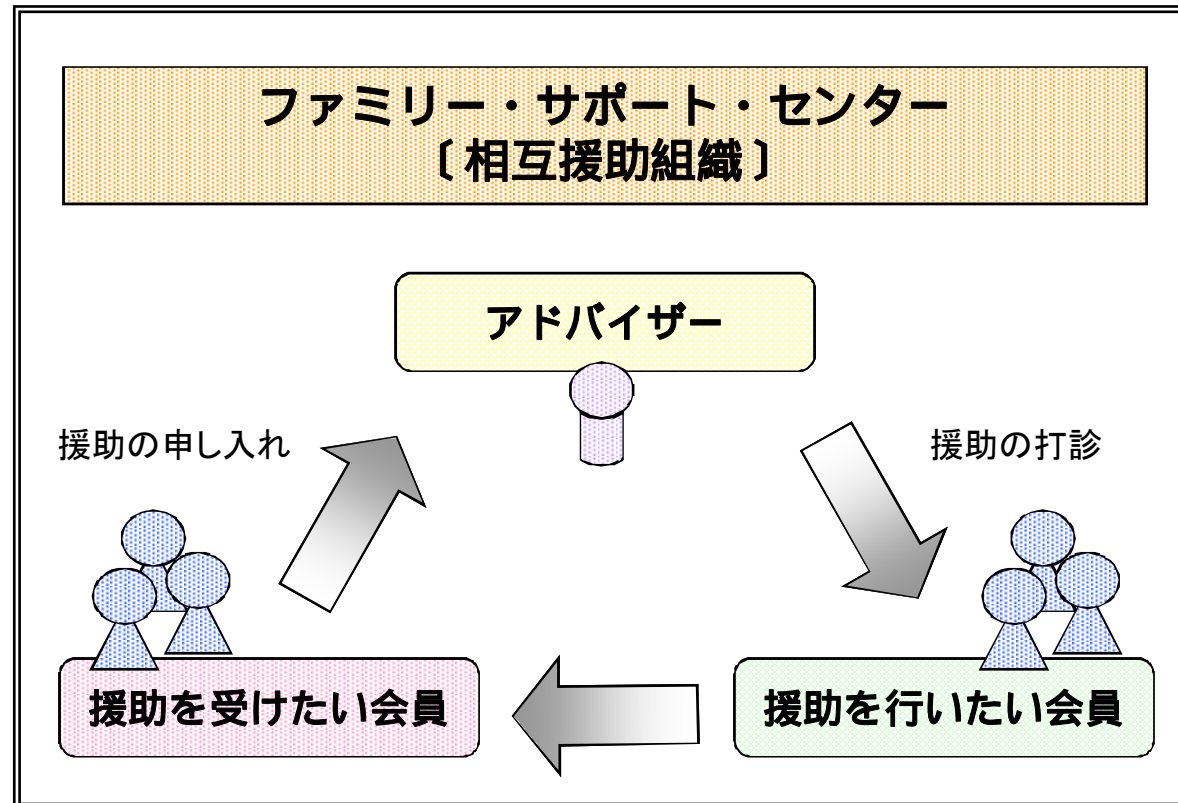
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村 ※平成25年度末実績 ()は平成24年度末実績

- ・基本事業 738(699)市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 142(126)市区町村

○会員数 ※平成25年度末現在 ()は平成24年度末実績

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 466, 287人(440, 787人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 123, 173人(117, 584人)



一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(1)を1人以上。
1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

各事業類型の基準について

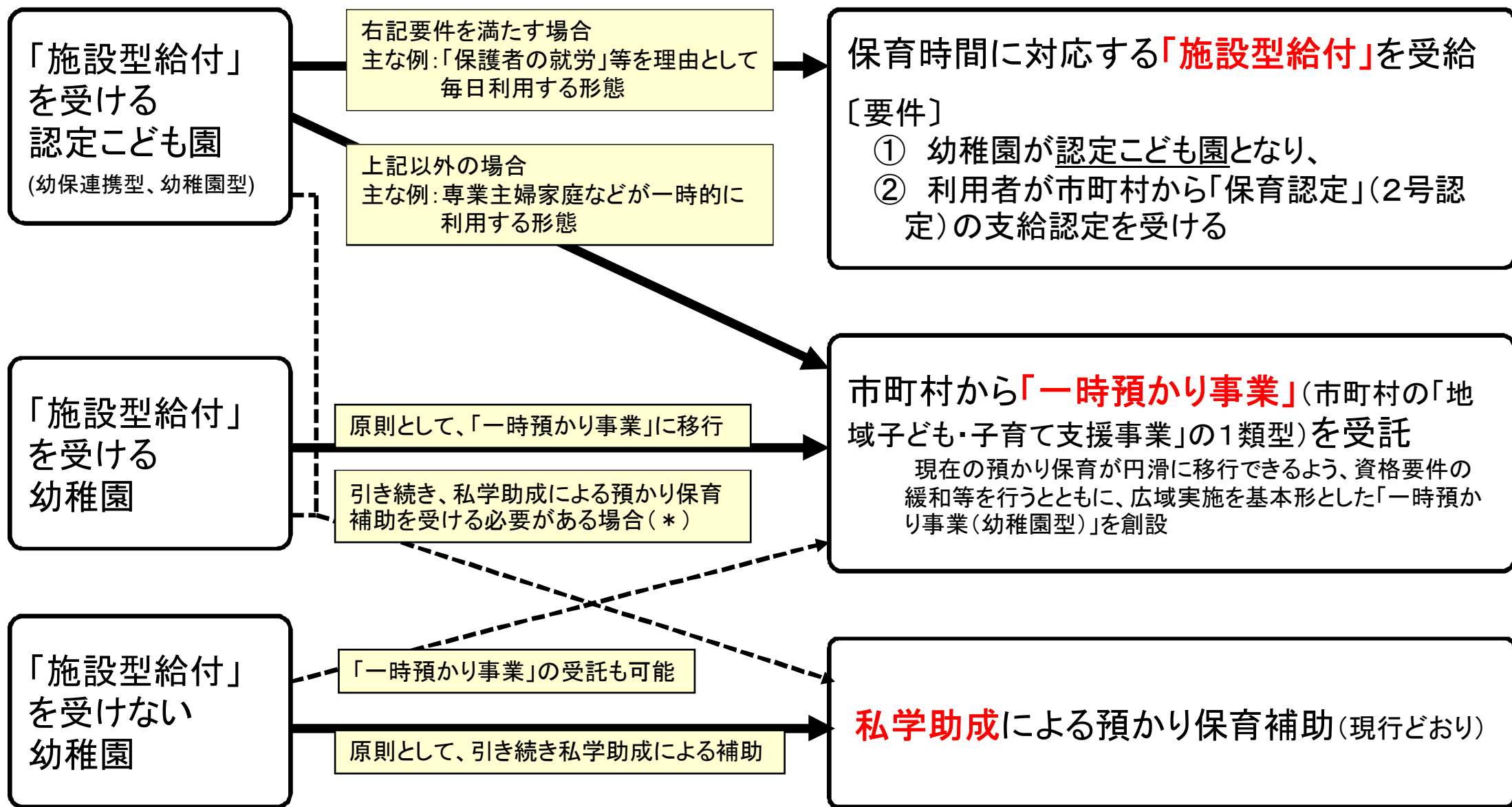
類型	実施主体	対象となる児童	職員の類型等	設備運営基準
一般型 在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・その他の場所（小規模保育を想定） （・保育所（特例対象者のみ） →単価で差を設ける） 	主に非在籍園児（主に0～2歳児） （想定される者） ・二号認定 ・三号認定 ・その他地域のこども 3歳児未満の三号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・市町村長等が行う研修を修了した者（保育所等と一体的な場合） ・当該保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員（≠当該保育所等の事務員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備運営基準（第32条、第33条第2項、第35条） ・半数以上は保育士（利用児童が3人以下の場合は児福則第1条の32に規定する研修と同等以上の内容を有するものと認められるものを修了した者を保育士みなしに） ・保育士の人数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的な場合、専任保育士は1人で他は保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員（≠当該保育所等の事務員）として良い <p>併用する場合、それぞれの類型の基準をいずれも満たすことが原則。</p>
幼稚園型 在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園 <p>保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む</p>	主に在籍園児（主に3～5歳児） （想定される者） ・一号認定 ・二号認定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・幼稚園教諭 ・市町村長等が行う研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備運営基準（第32条、第33条第2項） ・半数以上は保育士又は幼稚園教諭 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ：幼稚園教育要領 ・幼保連携型認定こども園 ：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできないが、幼稚園等と一体的な場合、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭に限る）として良い
余裕活用型	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業等 （居宅訪問型除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全て（家庭的保育事業等において制限なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・幼稚園教諭 ・家庭的保育事業者等として認可を受けている事業の従事者（居宅訪問型保育事業を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所：児童福祉施設の設備運営基準（全般） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園法第3条第1項に規定する主務大臣が定める設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の設備運営基準 ・家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）：家庭的保育事業等の設備運営基準（居宅訪問型保育事業を除く）
居宅訪問型	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型事業と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者として認可を受けている事業の従事者 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備運営基準

一時預かり事業（幼稚園型）の創設

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設

		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		市町村（子ども・子育て支援法に基づく「 <u>地域子ども・子育て支援事業</u> 」として実施）									
実施場所		幼稚園又は認定こども園									
対象児童		<p><u>主に在籍園児</u>（教育標準時間認定（1号認定）の子ども） 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象</p> <p><u>園児以外の子どもについては、一時預かり事業（一般型）により対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一施設において、幼稚園型（園児を対象）と一般型（園児以外を対象）を併せて実施可能（この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要） ・ただし、主として在籍園児への幼稚園型一時預かり事業を行う中で、併せて実施することも可能 									
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人で可 ※ 担当職員は常勤・非常勤を問わない</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
資格	<u>保育士、幼稚園教諭（3歳以上児に限る）又は市町村長等が行う研修を修了した者</u> （ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭）										
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人</td> </tr> </table> など <p>通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人									
補助単価 （1人当たり日額）		<p>○在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本分：平日及び長期休業日（4時間/日の利用） <ul style="list-style-type: none"> － 年間延べ利用者数2,000人超 400円 － 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数－400円（10円以下切り捨て） ・休日分：土日祝日等（8時間/日の利用） 800円 ・長時間加算：4時間/日（休日は8時間/日）を1時間以上超える場合に加算 100円 <p>○園児以外の子ども</p> <p>当該子どもの預かり時間等に応じて、上記補助単価を適用（詳細は調整中）</p>									
実施形態		利用者の <u>居住市町村が園に委託等して実施</u> （当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする （関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※施設型給付と同様の形態									

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



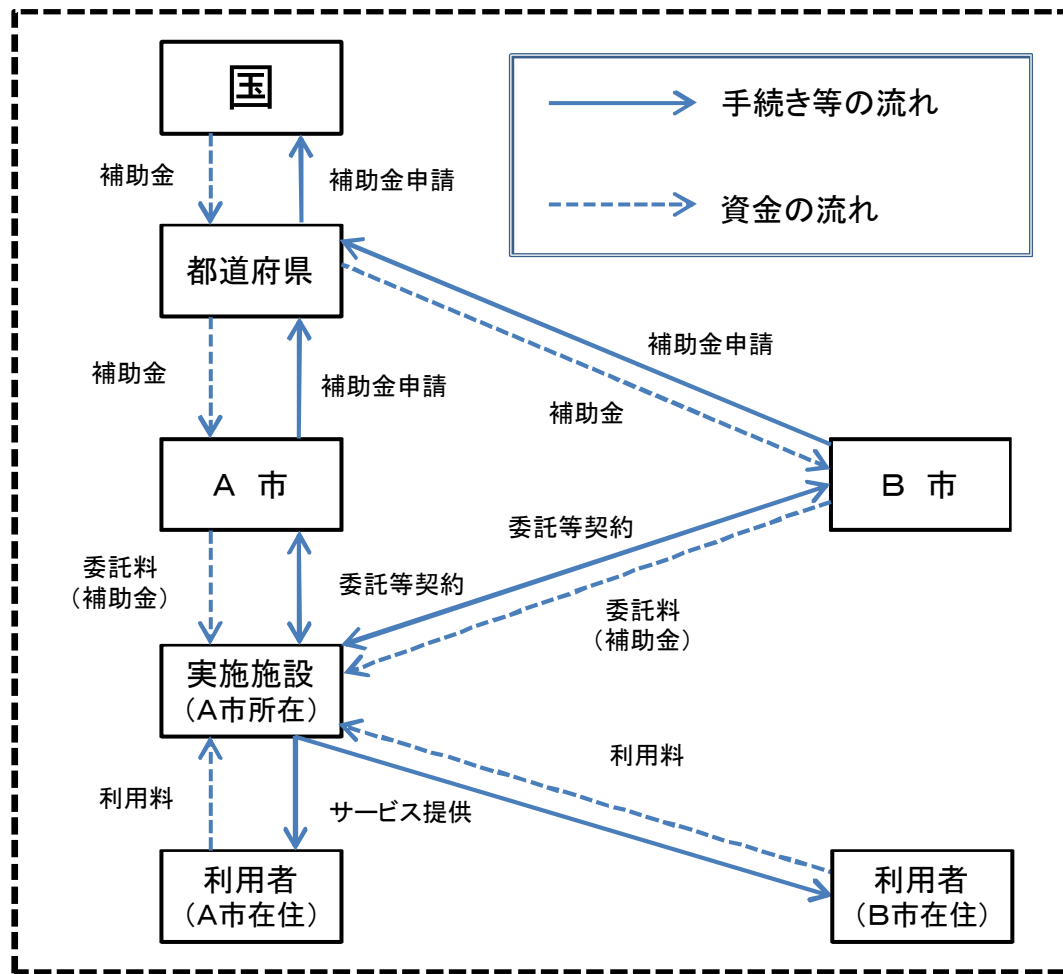
(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(参考)基本的な実施形態

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について、市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が基本となる。

【利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形】



利用者の居住市町村がそれぞれ補助金交付、施設との契約等を行う。

実施施設の事務処理の簡素化の観点から、近隣市町村間において一部事務組合等を創設し、一部事務組合が請求を振り分ける等を行うことも考えられる。

上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

(参考)一時預かり事業(幼稚園型)の配置職員に算入できる担当職員のパターン

事業担当職員の類型		職員が通常勤務する日 ^{※1}			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)			
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超	合計8時間まで	合計8時間超
専任職員		○	○	○	○	○
兼任職員	学級担任等の 常勤教員	× ^{※2}	× ^{※2}	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}
	非常勤講師、 主幹教諭専任化 代替職員等	× ^{※4}	○ ^{※5}	○	○	○
(参考) 適用補助単価	在園児		基本単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ^{※6、※7}		休日単価		長時間加算単価	休日単価

- 1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。
- 2 公定価格で措置されているため、配置職員数に算入不可。
- 3 公定価格外の超過勤務・休日勤務分は、配置職員数に算入可。
- 4 加配加算(満3歳児対応配置加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等専任化加算)の適用に当たり常勤換算算入されている職員については、配置職員数に算入不可。
- 5 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意。
- 6 非在園児の利用は、一時預かり事業(一般型)の併用により支援することを想定しているが、ごく少数の利用にとどまる場合は、一般型を併用することなく幼稚園型の支援対象として構わない。
- 7 非在園児の利用に係る補助単価は調整中。

居宅訪問型一時預かり事業の実施について

1 実施主体

市町村(市町村が認めた者へ委託することができる)

2 実施場所

当該児童の居宅

3 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった以下の要件に該当する乳児又は幼児

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児
- (2) 母子家庭等の乳幼児(保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等により一時預かりが必要となった場合)
- (3) 離島その他の地域に居住する乳幼児(保護者の一時的な就労等により一時預かりが必要となった場合)

4 実施要件

- (1) 訪問型の利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと
- (2) 一時預かり事業の他の類型を実施することができないやむを得ない場合に限る

5 職員配置

配置基準 1:1

従事者 必要な研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

6 利用者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること
なお、派遣のための交通費は実費徴収とする

7 補助単価(1日)

- (1) 4h以上 利用児童1人あたり8,200円
- (2) 4h未満 利用児童1人あたり4,100円

延長保育事業について

1. 一般型

(1) 実施場所

市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設

(2) 対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童

(3) 職員数

		保育所等	小規模保育事業所			家庭的保育		事業所内保育			
			A型	B型	C型	定員3名以下	定員4名以上	A型	B型	定員20名以上	
職員数	乳児	3:1	3:1	3:1	3:1	3:1	5:1	3:1	3:1	3:1	
	1・2歳児	6:1	6:1	6:1	6:1			6:1	6:1	6:1	6:1
	3歳児	20:1	20:1	20:1	20:1			20:1	20:1	20:1	20:1
	4歳以上児	30:1	30:1	30:1	30:1			30:1	30:1	30:1	30:1
保育従事者		保育士	保育士	保育士、保育従事者(保育士1/2以上)	家庭的保育者、家庭的保育補助者(家庭的保育者1/2以上)	家庭的保育者	家庭的保育者、家庭的保育補助者	保育士	保育士、保育従事者(保育士1/2以上)	保育士	

(4)実施要件

①標準時間認定(現行同様)(家庭的保育除く)

- ・1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が6人以上いること
- ・2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が3人以上いること
- ・3時間以上 1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施
各延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が3人以上いること
- ・30分延長 上記の各延長時間に該当しないもので、30分以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること

平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

②標準時間認定(家庭的保育)

- ・1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が2人以上いること
- ・2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること
- ・3時間以上 1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施
各延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること
- ・30分延長 上記の各延長時間に該当しないもので、30分以上の延長保育を実施
延長時間内の1日あたり平均対象児童数※が1人以上いること

平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

③短時間認定(新規)

○11時間の開所時間内における延長保育

- ・1時間延長 利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ・2時間延長 利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ・3時間延長 利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること

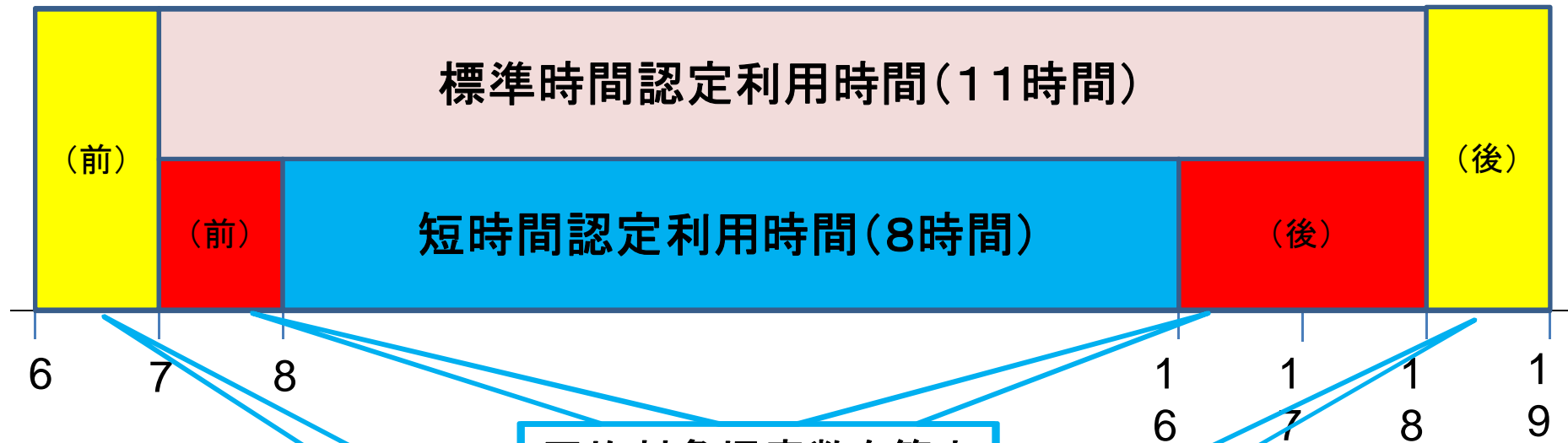
平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

○11時間の開所時間を超える延長保育

- ・各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様
- ・各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出

○利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び、対象児童を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出

(例)開所時間:7~18時、コアタイム:8~16時に設定した施設



平均対象児童数を算出

平均対象児童数を算出

※短時間認定の利用があれば、
標準時間認定の利用者と
合算して算出する。

(5) 算定方法

① 標準時間認定(現行同様)

- ・各事業所における延長時間区分単価を適用

② 短時間認定(新規)

- ・延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- ・補助額算定 @単価 × 在籍する短時間認定児童数

【算定例】 保育所に在籍する短時間認定児童数が5人、1時間延長の平均対象児童数が1人以上である場合

$$17,200\text{円(保育所・1時間延長単価)} \times 5\text{人} = 86,000\text{円(補助基準額)}$$

(6) 利用者負担

各市町村において決定(現行同様)

2. 訪問型(新規)

○訪問型の創設について

居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるため創設

(1)実施場所

当該児童の居宅

(2)対象児童

子ども・子育て支援法第19条第1項2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合

①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合【居宅訪問型】

②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合【その他】

(短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限る)

(3)職員配置

配置基準 1:1

従事者 必要な研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

(4)実施要件

①標準時間認定

- ・1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・3時間以上 1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・30分延長 上記の各延長時間に該当しないもので、30分以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること

②短時間認定

- ・1時間延長 利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・2時間延長 利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること
- ・3時間以上 利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施
延長時間内の利用が年26日以上あること

③その他

- ・利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長時間を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出
- ・訪問型の利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと

(5) 算定方法

① 標準時間認定

- ・各事業所における延長時間区分単価を適用
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用

② 短時間認定

- ・延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- ・11時間の開所時間を超える延長保育を実施する場合は標準認定の単価と合算して算出

開所時間 7～18時 コアタイム8～16時に設定した施設

【算定例1】 短時間認定 訪問型(居宅訪問) 16～18時の2時間の延長保育を利用する場合
2時間延長 386,300円
短時間認定2時間単価

【算定例2】 短時間認定 訪問型(居宅保育) 16～19時の3時間の延長保育を利用する場合
3時間延長 386,000円+200,000円=586,000円
短時間認定2時間単価+標準時間認定1時間単価

(6) 利用者負担

各市町村において設定

病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<p>看護師：利用児童おおむね10人につき1名以上配置</p> <p>保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置</p> <p>病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等</p>	<p>■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度）</p> <p>■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</p>	<p>預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等</p>
交付実績 (H25年度)	1,173か所 (病児対応型620か所、病後児対応型553か所) (延べ利用児童数 約52万人)	532か所	3か所
補助率	1/3 [国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3]		

質の改善

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項)

平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)

登録児童数 936,452人

利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人(利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所)

【今後の展開】

「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)

国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備

- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【事業に対する国庫補助の内容】

平成27年度予算案 575.0億円
年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

運営費等

〔原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。〕

- ・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円〔総事業費741.2万円〕)

- ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)

- ・備品購入のみの場合(基準額:100万円)

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、

放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)、放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)

【質の改善事項(全額消費税財源を活用)】

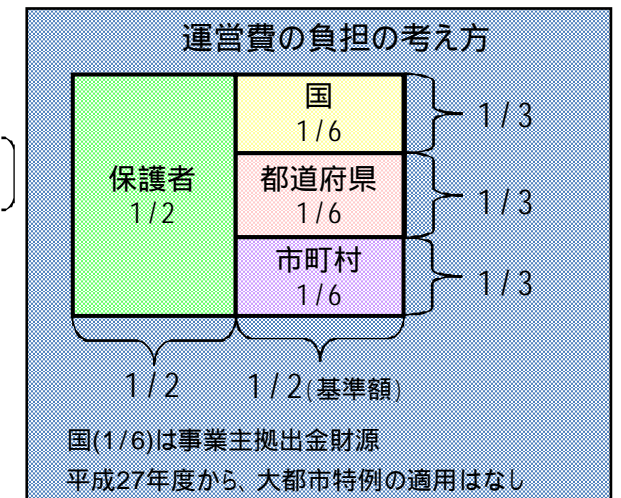
放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置、

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

整備費

- ・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。

市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。



放課後児童クラブ関係・平成27年度予算(案)の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】 子ども・子育て支援交付金(仮称):内閣府予算に計上

(1) 量的拡充

① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]

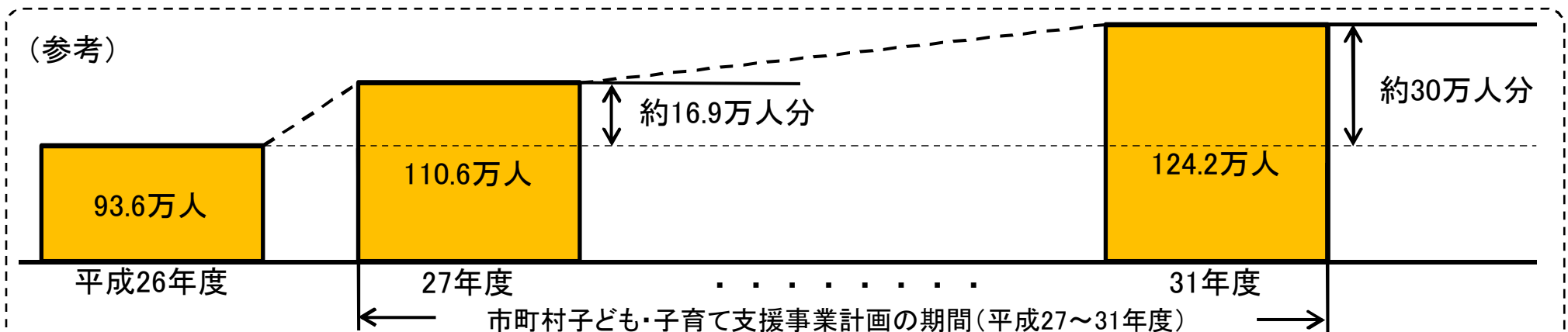
② 補助対象の拡大等

ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)

イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。



(※)平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

ア 放課後子ども環境整備事業の充実

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円

イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2.6億円【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,080千円

ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4.2億円【新規】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

(2) 質の改善

① 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): (i) 1,539千円 (ii) 2,831千円

② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,712千円

③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 532千円

2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金(仮称):内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

(1)実施主体:市町村

(2)補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

(3)補助率:1/3(大都市特例なし)

〔 国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

(4)平成27年度予算(案)における改正内容

① 対象か所数の増

319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))

② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))

③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。
学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))

④ 補助対象事業者

社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(仮称):厚生労働省予算に計上

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

② 実施主体:都道府県

③ 補助基準額(案):1回当たり 810千円

④ 補助率:国1/2、都道府県1/2

⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

② 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村

③ 補助基準額(案):1か所当たり 1,424千円

④ 補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

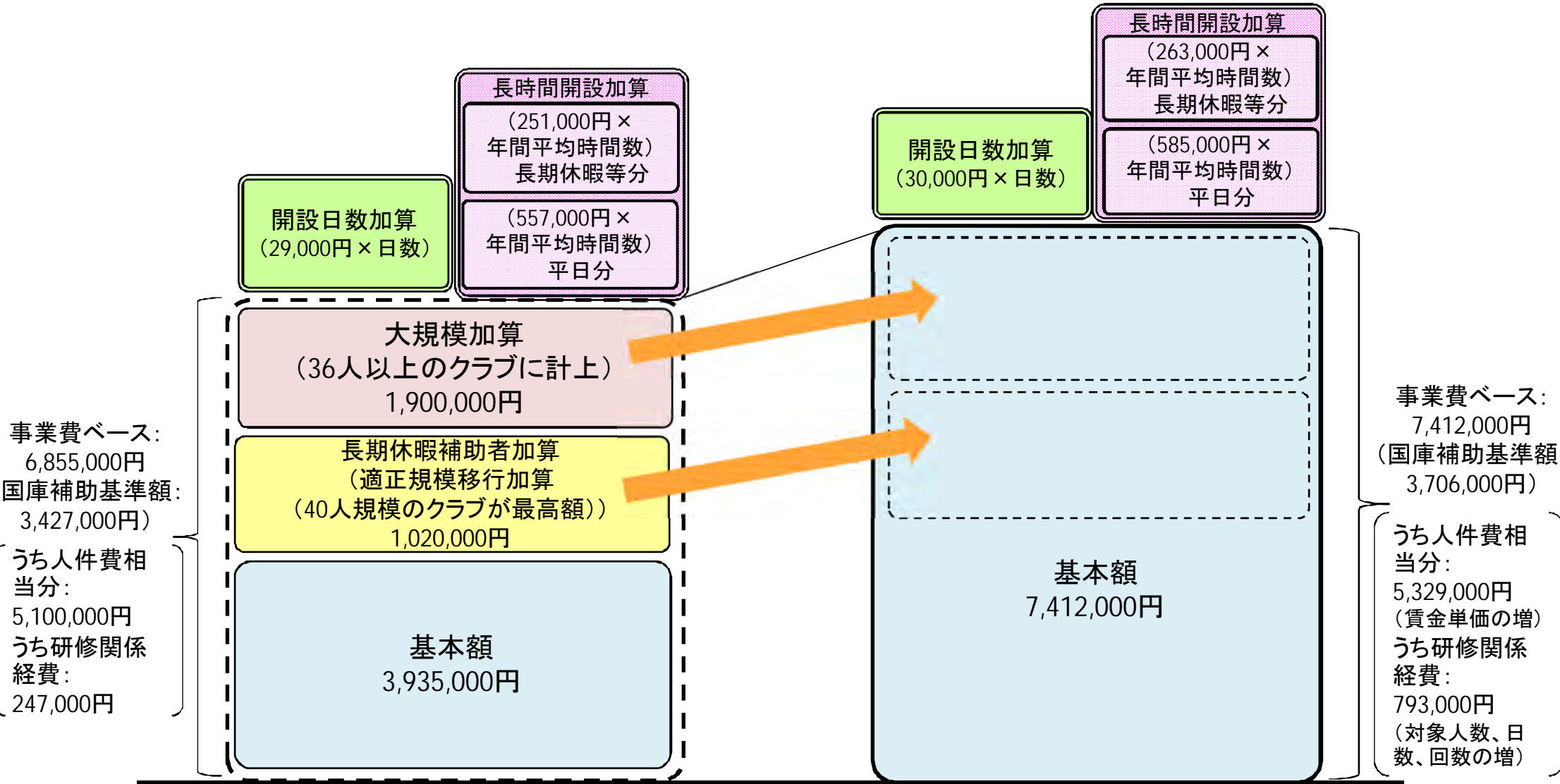
(参考)

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

○ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、運営費の国庫補助基準額の見直しを行うこととし、賃金単価の見直し、研修関係経費の充実などに必要な経費を計上。

平成26年度
(36~45人単価)

平成27年度(案)
(36~45人単価)



大規模加算及び長期休暇補助者加算については、基本額に含まれている。

実費徴収に係る補足給付を行う事業について

1 補足給付事業について

子ども・子育て支援新制度においては、地域子ども・子育て支援事業として、実費徴収に係る補足給付を行う事業を規定している。

(子ども・子育て支援法(抜粋))

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

2 補足給付事業のスキーム

新制度においては、運営基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。

当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

給食費（副食材料費）

給食費（副食材料費*）については、以下のとおり公定価格上の対応が異なることから、補足給付事業においては、認定区分に応じて対応する。*副食材料費及び調理に係る光熱水費等（調理員の人件費は含まない）

（公定価格上の対応）

教育標準時間認定（1号）：主食費・副食費のいずれも実費徴収

保育認定3歳以上（2号）：主食費は実費徴収

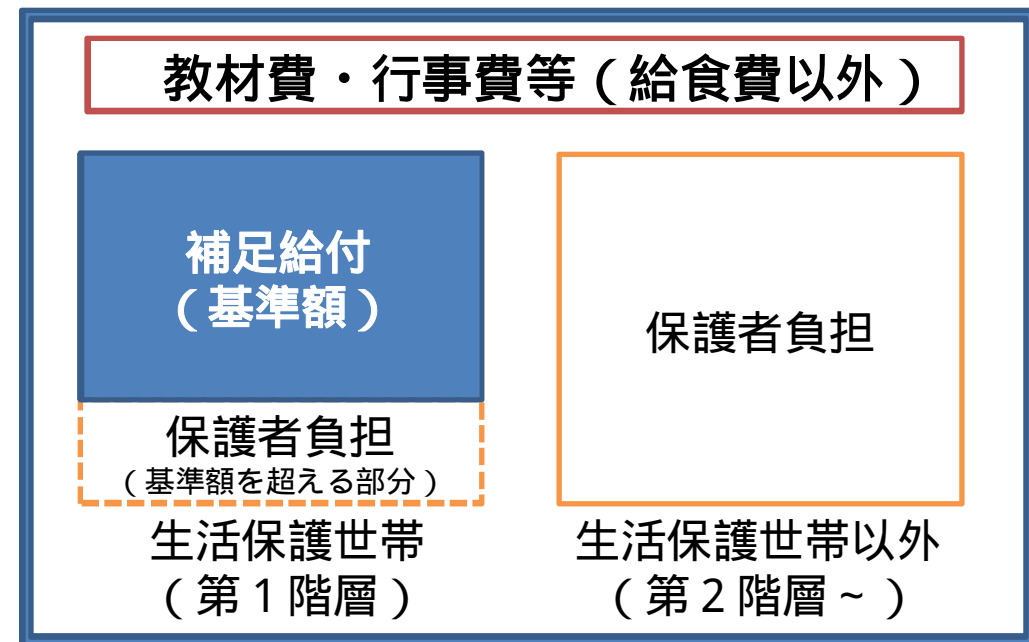
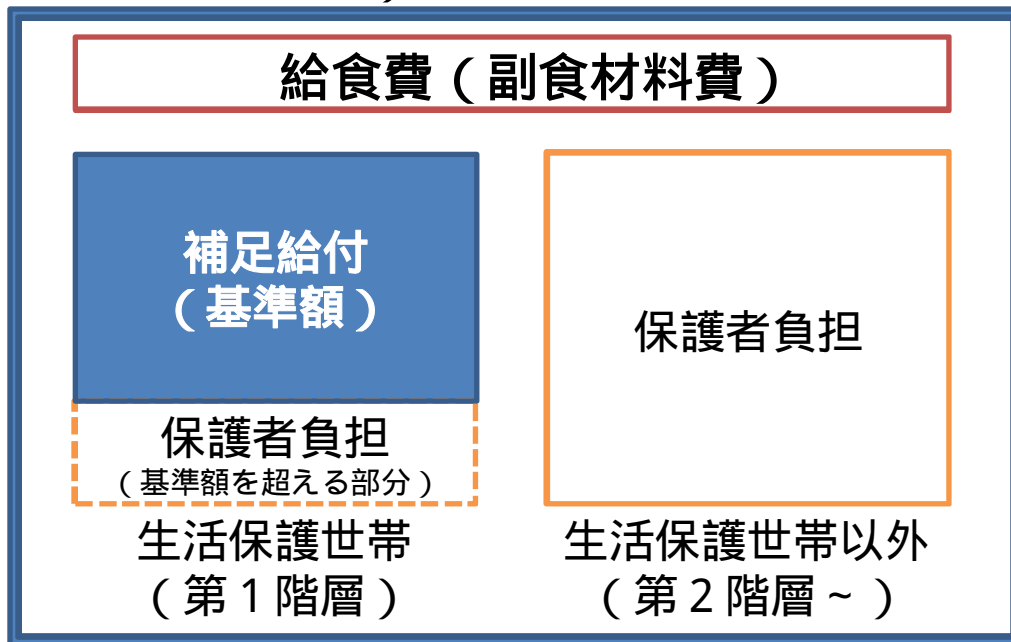
副食費は公定価格の対象とし、利用者負担額により相当額を徴収（生活保護世帯は徴収無し）

補足給付事業として1号認定の副食費相当額を支援

教材費・行事費等（給食費以外）

給食費以外の教材費・行事費等については、公定価格上、認定区分ごとの違いはないことから、認定区分にかかわらず対応する。

(事業のイメージ)



(対象者)

生活保護世帯 (第1階層に該当する者)

(基準額 (1人あたり月額))

給食費 (副食材料費)

1号認定: 4,500円 (副食費相当)

教材費・行事費等

1号~3号認定を通じて同額: 2,500円

(事業概要)

1. 運営基準第13条第4項等の規定に基づき徴収する実費徴収額について、給食費 (副食材料費) と、教材費・行事費等 (給食費以外) に分けて金額を計算
2. 「1」で算出した、ごとの実費徴収額と、ごとの基準額を比較して低い方の額を選定
3. 「2」により選定された額を市町村が補助 (以下のA又はBにより市町村から補助)
 - A 市町村が施設に対して補助 (施設は対象者の実費徴収額から補助額分を軽減して徴収)
 - B 市町村が対象者に対して補助 (施設は対象者から実費徴収額全額を徴収)
4. 市町村の補助額について、国・都道府県がそれぞれ1/3ずつ補助

(参考) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (抜粋)

第13条

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- 三 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第43条

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品
- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業概要(巡回支援)

※平成26年度は「新規参入施設への巡回支援事業」として実施

- 目的 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者(以下、「新規参入事業者」という。)への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図る。
- 実施主体 市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
- 事業内容 新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。
 - ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
 - ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
 - ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
 - ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
 - ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業
- 支援対象 保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者
- 国庫補助率 1/3 (地方負担:2/3)

多様な主体の参入促進事業（特別支援）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障害児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

2 実施場所

認定こども園

3 対象となる子ども

- 認定こども園に在籍している対象障害児。（対象となる施設類型は6を参照）。
- 対象障害児の障害の範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討中。

<参考（現行制度の国庫補助における実施要件）>

・私学助成

幼稚園において、当該都道府県の区域内にある2人以上の障害児を受け入れていること。

（対象となる障害の範囲は各都道府県の判断による。）

・障害児保育事業（H15より一般財源化。一般財源化前のH14年度時点の補助要件は以下のとおり）

保育所において、以下の①及び②に該当する障害児を受け入れていること。

①集団保育が可能で日々通所できるもの。

②特別児童扶養手当の支給対象であるもの。

※平成19年度から軽度障害まで範囲を拡大。

※障害児保育の必要性については、市町村の判断によるものであるが、専門医の診断書・意見書に基づく判定や保育関係者、医療関係者、行政関係者等で構成する判定会議に基づく判定などの方法が採られている実態がある。

4 補助要件

当該認定こども園において、2人以上の障害児(対象障害児以外も含む)を受け入れていること。

5 補助単価(仮)

対象障害児1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設

☆:多様な主体の参入促進事業 ○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業

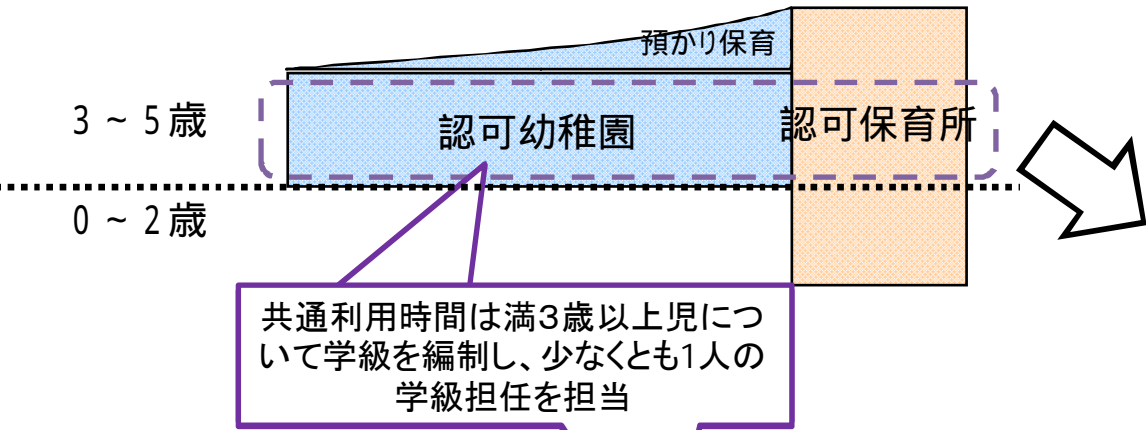
認定こども園			1号	2号	3号
幼保連携型	学校法人立	旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
	上記以外		☆	●	●
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立	単独型	○	○	—
		接続型	○	○	☆
		並列型	○	☆	☆
	上記以外	単独型	☆	☆	—
		接続型・並列型	☆	☆	☆
保育所型			☆	●	●
地方裁量型			☆	☆	☆

※ 学校法人化を予定する園を含む

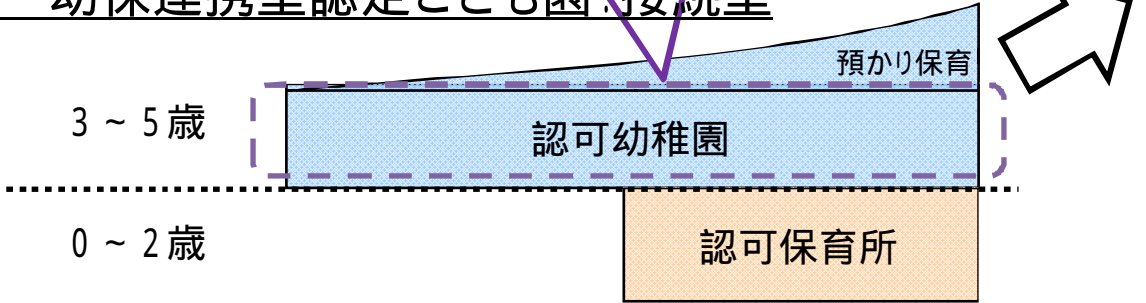
幼保連携型認定こども園の諸類型

○ 現在、幼稚園と保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新たな「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる

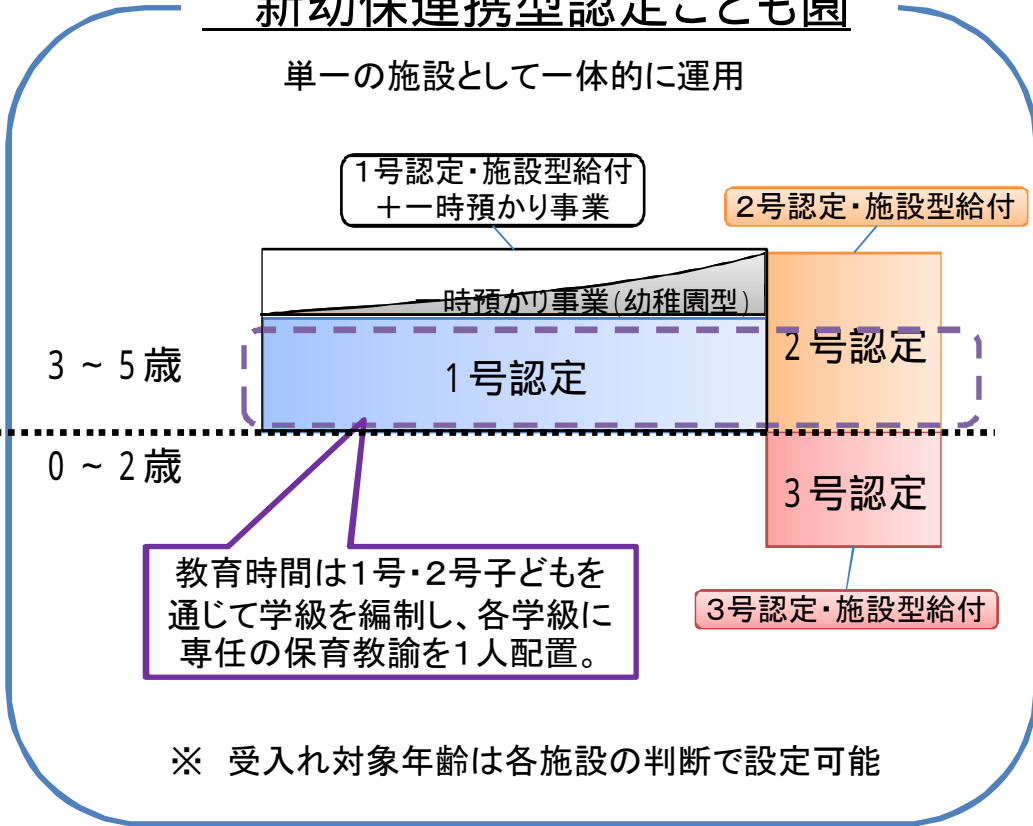
幼保連携型認定こども園：並列型



幼保連携型認定こども園：接続型



新幼保連携型認定こども園

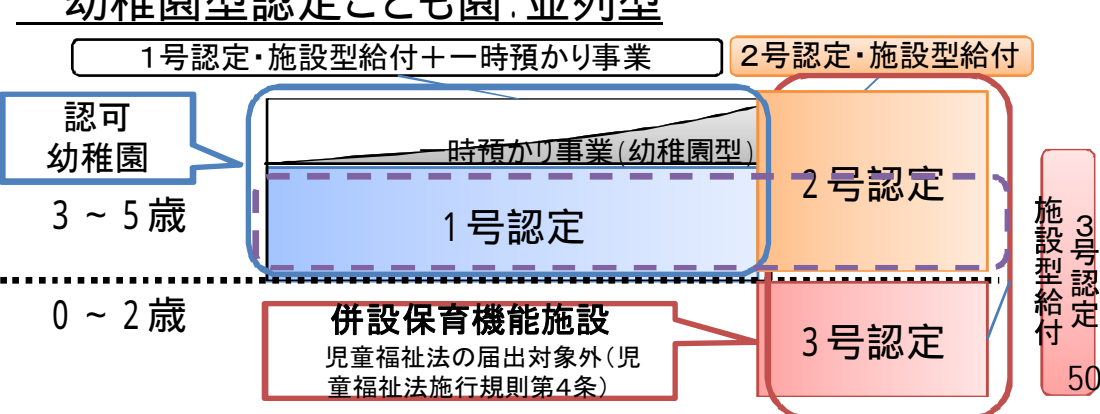
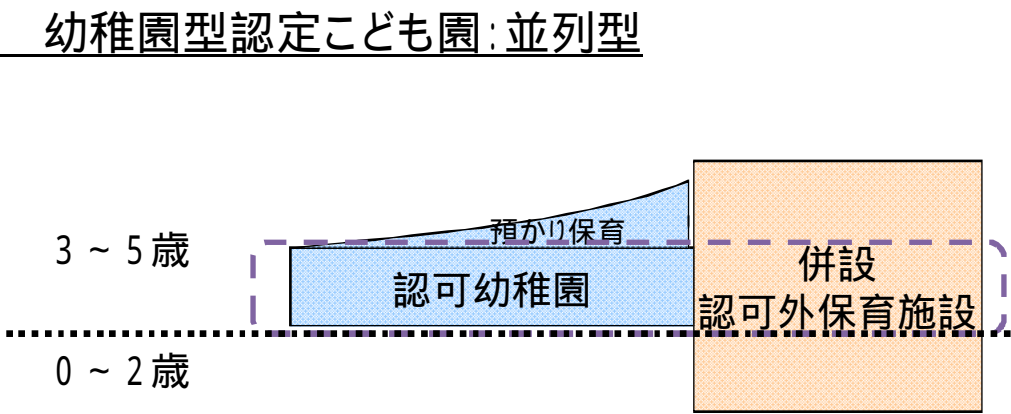
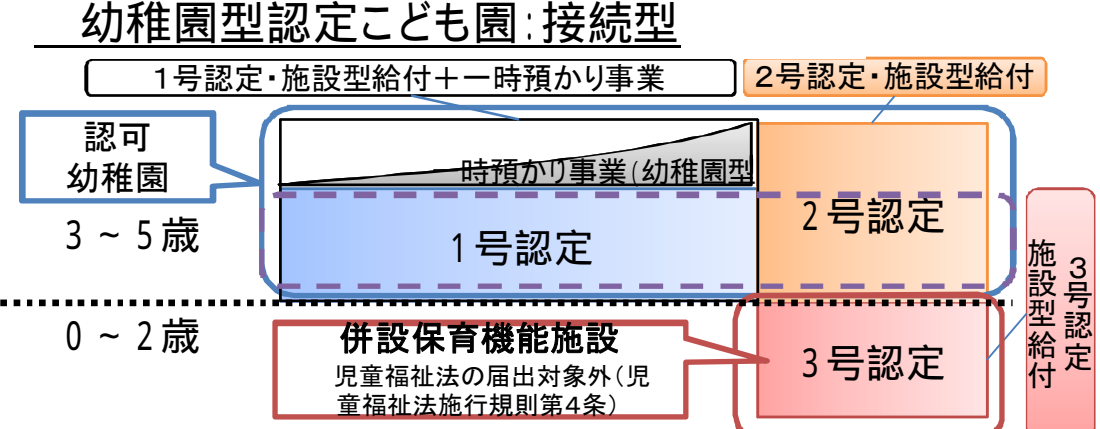
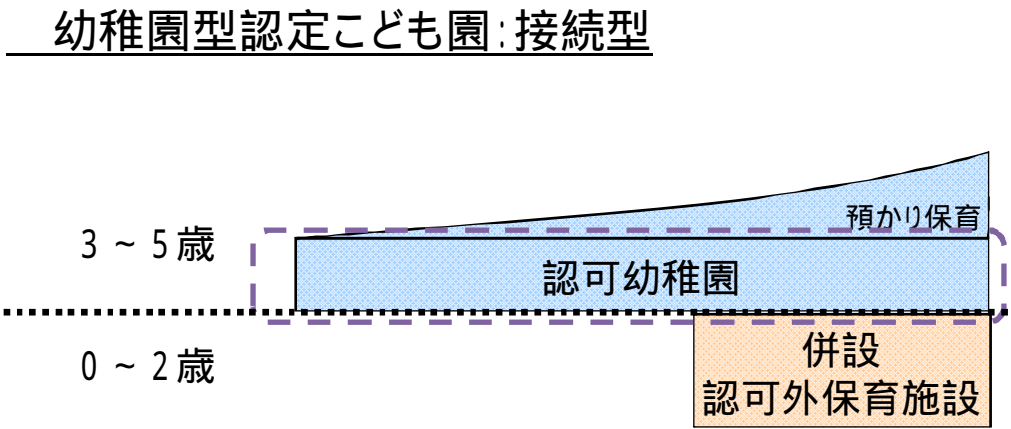
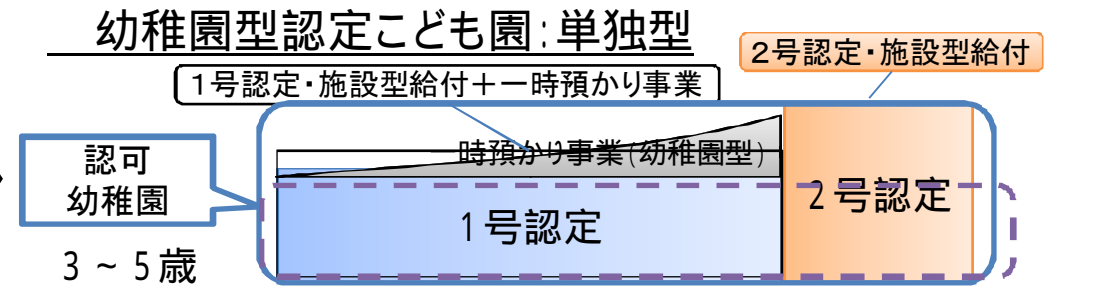
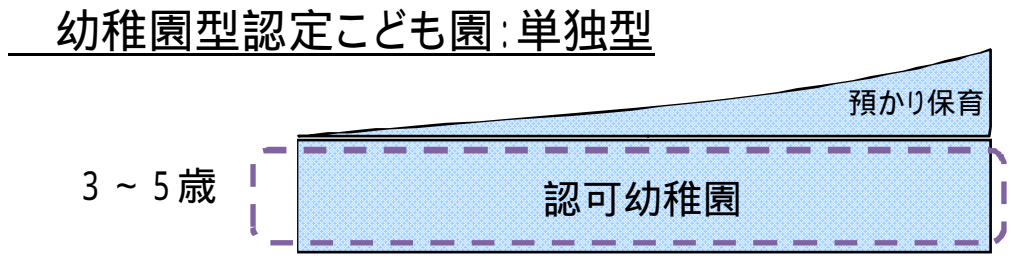


幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

※ 共通利用時間 は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

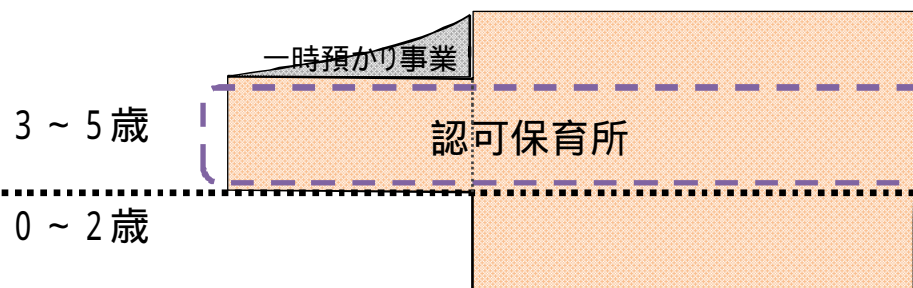


保育所型認定こども園の類型

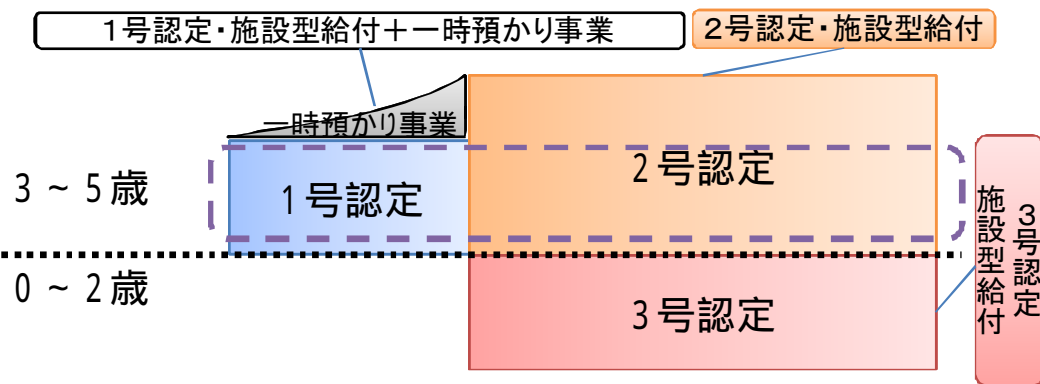
○ 保育所型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能 ※ 共通利用時間は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

保育所型認定こども園



保育所型認定こども園

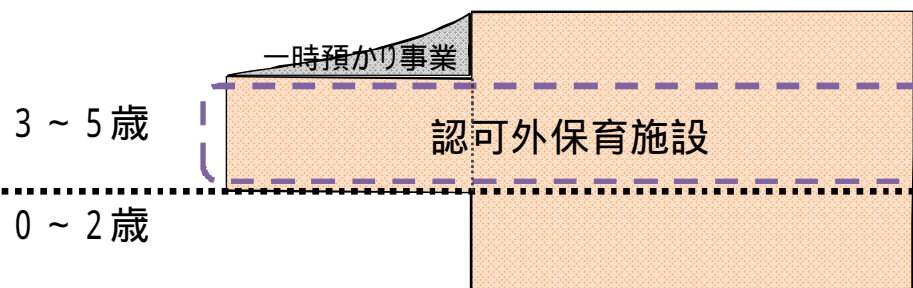


地方裁量型認定こども園の類型

○ 地方裁量型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能 ※ 共通利用時間は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

地方裁量型認定こども園



地方裁量型認定こども園

